

備蓄物資整備事業【新規】

6月補正予算額 250,000千円

1 事業の目的・概要

東日本大震災を踏まえ、平成25年1月に策定した「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画（H25～H28）」に基づき、被災市町村、県有施設に一時滞在する帰宅困難者及び県の災害対応職員等を対象に必要な物資を計画的に備蓄します。

2 計画の概要

- ・東京湾北部地震を想定した避難者数（約146万人）を基に、市町村が備蓄すべき量の10%相当を備蓄します。
- ・備蓄品目に、レトルトのおかゆや生理用品、紙おむつを加え、高齢者や女性、乳幼児等に配慮した内容とします。
- ・帰宅困難者が県有施設に一時的に滞在することを想定した備蓄を、新たに行います。

3 事業内容

- ・被災市町村への支援 150,000千円
- ・帰宅困難者一時滞在施設（県有施設） 50,000千円
- ・県の災害対応職員向け 50,000千円

災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画

1. 目的

基本指針に基づき、県が、発災からの3日間における被災者等の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄する。

2. 計画期間 4カ年（平成25年度～28年度）

3. 備蓄目標等の検討に当たっての基本的考え方

(1) 被災市町村（市町村を經由して被災者へ供給）

- 想定避難者数 ピーク時146万人（東京湾北部地震）
- プッシュ型支援に必要な生命維持に最低限必要な物資の備蓄（食料、飲料水、毛布・トイレなどの生活必需品）
- 災害時要援護者や女性等に配慮した物資の備蓄（要援護者向けの食料、紙おむつ、生理用品）
- まずは、自助による家庭備蓄等の活用（3日分以上の備蓄の推奨）
→自助の補完として、市町村が必要な緊急物資を備蓄
→県は市町村の補完として、市町村の10%相当を備蓄
- 11か所の備蓄倉庫で保管（一部民間の営業倉庫を活用）
- 協定による物資の調達

(2) 県有一時滞在施設利用者（帰宅困難者対策）

- 最大受入可能人数 1万5千人
- 最大3日間の移動制限を想定した備蓄
- 食料、飲料水、アルミブランケット等の備蓄

(3) 県の災害対応職員

- 本部第3配備要員 2万人（公営企業を除く）
- 食料、飲料水については、併せて、職員備蓄を勧奨

担当課・問い合わせ先

防災危機管理部防災政策課

043-223-3409

防災危機管理部危機管理課

043-223-2297

大規模災害対策事業

6月補正予算額 30,617千円 (当初とあわせ 109,617千円)
(24年度当初 31,000千円)

1 事業の目的・概要

大規模災害に備えて、警察本部や警察署が被災した場合に設置する代替災害警備本部に必要な資機材や検視・身元確認作業等に係る検査用品等を整備します。

2 事業内容

代替災害警備本部設置に係る資機材及び検視・身元確認作業等に係る資機材を整備します。

★代替災害警備本部設置に係る資機材の整備 (6月補正予算案で整備)

- ◎ 概要：警察本部や警察署が被災した場合に、代替施設や屋外において災害警備本部を設置する際に必要な資機材を整備するもの。
- ◎ 整備内容：エアーテント、発動発電機、外部アンテナ、バルーン型投光器など

※災害警備本部：災害発生時に、被災者の救助活動をはじめ、現場周辺の安全確保のための対応を行う等の災害警備活動を統括・指揮する組織

★検視・身元確認作業等に係る資機材の整備 (6月補正予算案で整備)

- ◎ 概要：発災時、他県からの応援が到着するまでの間、自県で検視・身元確認作業を行うために必要な資機材を整備するもの
- ◎ 整備内容：検視用備品・消耗品 (バルーン型投光器、検視用消耗品セットなど)
身元確認用消耗品 (身元確認用消耗品セットなど)

<当初予算で措置した資機材等>

- ◆ 職員及び被留置者用保存食・飲料水の備蓄 9,000千円
- ◆ 災害現場における捜索・救助活動用資機材の整備 39,000千円
捜索・救助活動時に使用するライフジャケット、担架等の資機材を整備
- ◆ 本部庁舎耐浪化対策 (非常用自家発電装置を屋上に設置) 31,000千円
津波による浸水被害に備えて、110番受理及び無線の送受信に必要な最低限の電力を確保可能な非常用発電装置を屋上に設置

担当課・問い合わせ先

警察本部警備課 043-201-0110 (内線 5711)
警察本部刑事総務課 043-201-0110 (内線 4011)

治山事業

6月補正予算額 948,336千円（当初とあわせ 1,826,838千円）
（24年度当初 1,533,928千円）

1 事業の目的・概要

災害に強い森林をつくるため、崩壊地・地すべり被害地の復旧・予防工事、海岸保安林の整備等を行います。

2 事業内容

(1) 山地治山事業 166,336千円（当初とあわせ 366,751千円）

山地の崩壊や地すべりによる災害を防止するため、保安林及び地すべり防止区域内において、治山工事及び地すべり防止工事を実施します。

[実施箇所数] 5箇所（当初分と合わせ9箇所）



予防治山工事

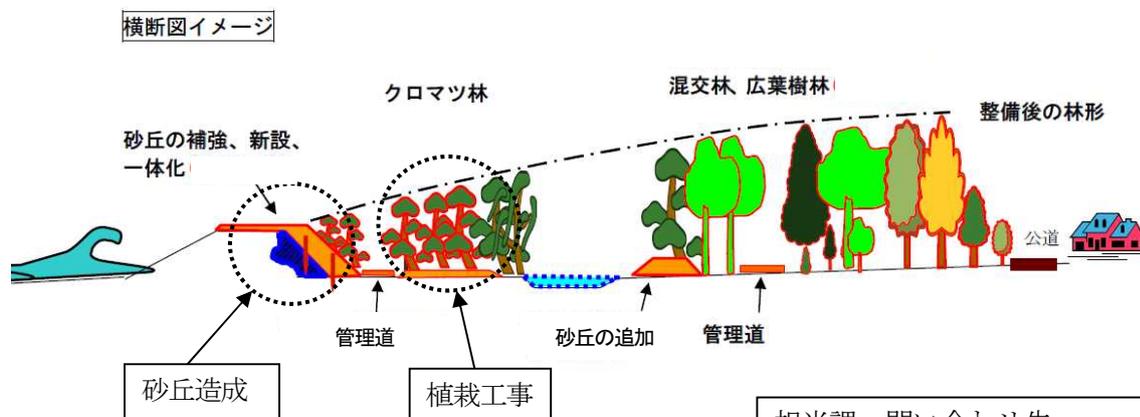


地すべり防止工事

(2) 保安林整備事業 782,000千円（当初とあわせ 1,064,087千円）

海岸における津波被害の軽減及び飛砂・潮風害等の防止をするため、海岸保安林の造成を行います。[実施箇所数] 13箇所（当初分と合わせ17箇所）

このうち、旭市や山武市をはじめとした九十九里地域では、津波被害対策として海岸保安林の砂丘造成や植栽工事を実施します（12箇所）。



担当課・問い合わせ先
農林水産部森林課
043-223-2962

河川・海岸・砂防事業

6月補正予算額 7,433,900千円（当初とあわせ 15,701,900千円）
（24年度当初 16,348,000千円）

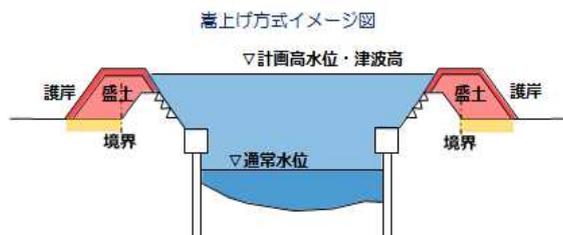
1 事業の目的・概要

洪水、高潮、津波、土砂災害等から県民の生命・財産を守るため、河川・海岸・砂防施設を整備します。

2 事業内容

(1) 河川整備事業 5,407,900千円（6月補正：125箇所 6月補正後：206箇所） （津波対策：7河川）

河川や地域の特性を考慮しつつ、当面の整備目標として、主な河川において、概ね時間雨量50mmに対応できる河川の整備を進めます。また、津波対策として九十九里沿岸7河川の堤防かさ上げ及び構造強化を進めるとともに、河川の津波遡上の影響について、県内河川すべての調査を行います。



(2) 海岸整備事業 1,217,000千円（6月補正：22箇所 6月補正後：29箇所） （津波対策：飯岡海岸～一宮海岸）

東京湾内湾においては伊勢湾台風クラスの高潮に、その他の海岸においては、過去最高位の高潮に耐えられるよう、また、海岸浸食から県土を守るため、護岸、ヘッドランド等の整備を進めます。さらに、東日本大震災で甚大な被害を受けた九十九里沿岸の津波対策を進めます。

(3) 砂防事業 809,000千円（6月補正：38箇所 6月補正後：89箇所）

がけ崩れ等による土砂災害を防止するため、砂防堰堤工、地下水排除工、法枠工等の対策工事を進めます。



担当課・問い合わせ先
県土整備部河川整備課

043-223-3146

災害防止事業

6月補正予算額 793,582千円（当初とあわせ 1,033,582千円）
(24年度当初 247,300千円)

1. 事業の目的

落石や斜面崩壊などによる自然災害にいたる可能性のある危険箇所や、トンネル内の老朽化箇所などを補修・補強し、災害を未然に防ぐ事業です。

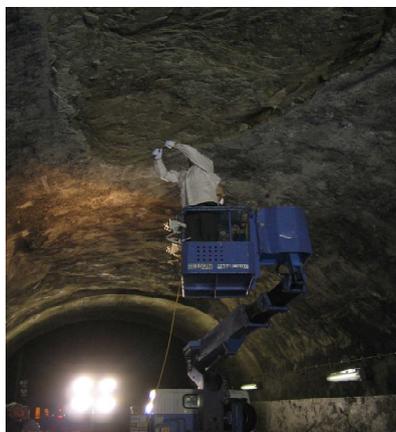
2. 事業の概要

平成25年1月30日の大戸見隧道トンネル内モルタル吹付け剥落を受け、同構造のトンネル20箇所について点検を実施しました。このうち8箇所について対策が必要となり、大戸見隧道を含め9箇所の工事を実施します。

※8箇所のトンネル

- ・国道128号（松部隧道）
- ・国道410号（松丘隧道、川谷隧道）
- ・県道市原天津小湊線（荒檜隧道、西原隧道、清澄隧道）
- ・県道茂原夷隅線（小又井隧道）
- ・県道館山白浜線（中山隧道）

< 参考 >



トンネル点検状況



応急対策状況

担当課・問い合わせ先
県土整備部道路環境課
043-223-3140

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業

6月補正予算額 633,347千円

1 事業の目的・概要

社会福祉施設は、自力避難が困難な方が多数入所する施設であるとともに、福祉避難所等として地域の防災拠点ともなることから、建物の耐震化や防火安全対策の強化が特に求められています。

県では、国の社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により造成した基金を活用し、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラーの設置を支援しておりますが、東日本大震災による津波被害や小規模社会福祉施設での火災事故を受け、今年度から補助対象を拡充し、社会福祉施設等の安全・安心を図ります。

2 事業内容

(1) 対象施設

障害関係施設（公立除く）

(2) 補助率

国（基金）1/2、県又は政令市・中核市 1/4、設置者 1/4

(3) 補助対象

①耐震化整備事業

障害者支援施設、障害児入所施設等に係る耐震化等整備費

⇒平成25年度から、津波対策に係る高台移転も対象化

②スプリンクラー整備事業

障害者支援施設、障害児入所施設等に係るスプリンクラー整備

⇒平成25年度から、消防法上設置義務のない延べ面積275㎡未満の施設も対象化

(4) 事業内容

①耐震化整備事業	540,500千円	障害者支援施設等	7施設
②スプリンクラー整備事業	92,847千円	ケアホーム等	46施設

〔参考：県内の社会福祉施設等の耐震化状況〕

（厚生労働省調査：平成22年4月1日現在）

全棟数 A	S57以降 建築の棟数 B	改修の必要が ない棟数 C	改修済、 改修中数 D	耐震済みの棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
3,842	2,931	285	98	3,314	86.3%

※障害者関係施設以外の社会福祉施設等を含む。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部障害者福祉課
043-223-2338

医療施設耐震化臨時特例基金事業

6月補正予算額 3,648,668千円（当初とあわせ 4,652,953千円）
（24年度当初 1,691,246千円）

1 事業の目的・概要

県内の病院については、現在約4割が未耐震となっており、災害発生時においても適切な医療提供体制を維持するためには、これら未耐震の病院の耐震化を進めていくことが必要です。

そこで、国の交付金により造成した基金を活用し、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関の耐震化の促進を図ります。

2 事業内容

(1) 基金積立金 2,558,132千円

平成24年度の国の補正予算により、国の交付金が追加交付されることに伴い、基金の積み増しを行います。

(2) 医療施設耐震化臨時特例整備事業 1,090,536千円

未耐震の二次救急医療機関が実施する耐震化（建替え、増改築、耐震補強）に要する経費に対し、助成します。

[補助率] 1/2

[対象施設] 5施設（当初分とあわせ8施設）

<参考> 県内病院の耐震化の状況（医療整備課調べ）

	病院数 ①	全ての建物に耐震性がある病院 ②	耐震性が無い建物を有する病院		耐震性が不明な病院	耐震化率 ②/①
				うちIs値0.3未満の建物を有する病院		
H24.9.1	278	162	87	17	29	58.3%
H22.10.1	282	150	99	12	33	53.2%

※H22.10.1現在の数値は無回答の病院2病院を除いたもの。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3886

介護施設の防災機能強化(介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業)

6月補正予算額 1,054,489千円
(24年度当初 536,500千円)

1 事業の目的・概要

既存の特別養護老人ホーム・認知症グループホームにおける防火対策に有効なスプリンクラーの整備や、小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームにおける防災上必要な補強改修など、介護施設における防災機能強化の取り組みに対し、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、助成を行います。

2 事業内容

○スプリンクラー等整備特別対策事業 937,489千円

特別養護老人ホーム等のスプリンクラー設備の設置や火災報知設備の整備に対し助成します。

・スプリンクラー整備

[補助対象] 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護支援事業所

[補助単価] 9千円/㎡ (1,000㎡未満の施設) 17千円/㎡ (1,000㎡以上の施設)

[整備数等] 106施設

※消防法上設置義務のない延べ面積275㎡未満の施設も補助対象となります。

○認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業 117,000千円

認知症高齢者グループホーム等の耐震改修等防災補強改修や老朽化に伴う大規模な修繕等に対し助成します。

[補助対象] 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護支援事業所

[限度額] 小規模特別養護老人ホーム等 1施設 13,000千円

認知症高齢者グループホーム等 1施設 6,500千円

[整備数等] 18施設

担当課・問い合わせ先

健康福祉部高齢者福祉課

043-223-2347

障害者災害時避難スペース整備事業【新規】

6月補正予算額 159,000千円

1 事業の目的・概要

障害をお持ちの方は、災害時に体育館等を活用して設置される通常の避難所では、生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが困難となり、先の東日本大震災においても、避難所生活の中で困難を強いられた事例が数多く発生したとの指摘があります。

今後、東京湾北部地震や南海トラフ地震の発生も予測されている中、日常的に障害者への福祉サービスの提供を行っている障害福祉サービス事業所において災害時に在宅の障害者（児）を受け入れることが可能な避難スペースを整備する費用に対する助成制度を新設します。

2 事業内容

事業主体 社会福祉法人等

補助率 国 1/2、県 1/4、設置者 1/4

補助対象 障害福祉サービス事業所と避難スペースの一体的な整備費

対象施設 2施設

〔避難スペースのイメージ〕

通常時



※普段は多目的スペースとして使用

災害時



※災害時には、在宅の障害者等を受け入れられる避難スペースに転用

担当課・問い合わせ先

健康福祉部障害者福祉課

043-223-2338

風しんワクチン接種緊急補助事業【新規】

6月補正予算額 130,000千円

1 事業の目的・概要

今年に入ってから風しんの全国的な流行により患者が急増し続けており、本県においても、4月末時点での発生件数が既に昨年1年間の3倍を超えるなど、依然として増加傾向が続いています。

こうした状況を受け、特に重篤な影響を及ぼす可能性のある妊婦への感染の拡大を防止する観点から、市町村と協調し、予防接種費用の一部を補助します。

なお、補助を活用して迅速かつ確実に予防接種を受けていただけるよう、市町村が新たな財政措置を講じなくても事業を実施できるような制度としております。

2 事業内容

○ 補助対象者

20歳代から40歳代の方のうち、

- ① 妊娠を予定、又は希望している女性
- ② 妊婦の夫

○ 補助先、補助額

- ・補助先 市町村
- ・補助額 市町村助成額の1/2、又は県基礎補助額（風しんワクチン 1,000円、麻しん風しん混合ワクチン 1,500円）のいずれか高い方を一人当たりの補助額とします。



○ 事業期間

平成25年5月1日から平成26年3月31日

(参考) 風しん発生件数の比較(累計)

	4月第2週まで	4月第4週まで
平成24年	7	7
平成25年	293	375

※平成24年中(1年間)の発生件数は112。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-2672